

# 鳥取縣公報

本報ノ大キサハ國定

A五判

昭和二十六年八月十七日 金曜日  
第二千二百三十六号

## 規則

### ◆鳥取縣規則第五十号

災害復旧耕地事業補助規程（昭和二十一年十一月鳥取縣規則第四十五号）は、廃止する。

昭和二十六年八月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 訓令

### ◆鳥取縣訓令甲第十一号

衛生部長

各保健所長

衛生研究所長

昭和二十五年十二月鳥取縣訓令甲第二十八号「鳥取縣保

鳥取縣公報 每週火曜日發行（休日ニ當ル）

昭和二十六年八月十七日 第二千二百三十六号

（昭和四年四月十五日） 第三種郵便物認可

健所及び衛生研究所使用料、手数料條例に規定する知事の定める使用料、手数料の額」にかかる使用料、手数料の額の中性病治療にかぎり昭和二十六年九月一日から同年九月七日までの間は昭和十八年厚生省告示第六十六号「健康保険及び船員保険の療養に要する費用並びに国民健康保険組合の事業を行う法人の請求すべき費用の額の算定方法」にもとづいて算定するものはその算出額の四割、次にサルチルサン蒼鉛液、マヘルゾール、ネオアルゼノベンゾールの注射料は三割、梅毒血液反応検査料は集團妊娠を問わず三十円とする。但し船員保険の被保険者及びその被扶養者（配偶者）のみの梅毒血液反応検査については昭和二十六年九月一日から同年九月三十日までの間とする。

昭和二十六年八月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第三百六十六號

学校教育法第四條及び第八十三條により各種學校の設置及び廢止を次のように認可した。

昭和二十六年八月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、設置認可

名 称 所 在 地 設置者  
倉吉文化服装学院 鳥取県東伯郡倉吉町大字明山内綱子

鳥取県自動車技術

員養成所 田一三七番地 大字岡山本晴人

認可年月日 昭和二十六年八月十日

二、廢止認可

名 称 所 在 地 設置者  
鈴ヶ野高等洋裁学院 東一の七五番地 鳥取県東伯郡浦安町大字逢菊本俊正

昭和洋裁学院

鳥取市湯所町一六番地 前田庸晴

廢止年月日 昭和二十六年三月三十一日

府県道倉吉津山線の一部道路の区域を次の通り変更し変更区域をもつてその区域と定め告示の日より供用を開始する。但し從來の道路及びその附屬物は告示の日より供用を廢止する。

昭和二十六年八月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

現 在 路 線

變 更 路 線

東伯郡倉吉町大字円谷東天  
地二二六次一地先より同町  
円谷字天神州二一ノ一番地  
先を経て東伯郡倉吉町大字  
円谷字天神州六ノ二〇番地  
先に至る。

○番地先に至る。

東伯郡倉吉町大字円谷字  
東天地二二六次一番地先  
より東伯郡倉吉町大字円  
谷字天神州二一ノ一番地  
先を経て東伯郡倉吉町大  
字円谷字天神州六ノ二  
○番地先に至る。

◇鳥取縣告示第三百六十九號

農地及び農業用施設災害復旧事業費補助規程(昭和二

十六年一月鳥取縣告示第二十八號)は廢止する。

昭和二十六年八月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

実施する。

昭和二十六年八月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、試験期日と施行場所

助産婦 學說 昭和二十六年八月二十四日午前九時より鳥取家政高等学校

実地

八月三十一日

看護婦 學說

八月二十九日

実地

八月三十日

二、願書提出期限と添付書類等

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最少量(%)	窒素	磷酸	カリ
第一九一四、五	菜種油粕	四、五	二、〇	一、〇	一一〇
第一九二八〇、〇	生石灰	八〇、〇%	有効石灰 根雨 八〇、〇%	根雨 三七三 後藤 隆壽	日野郡根雨町大字 新興寺六二 小林芳実
第一九二八〇、〇	生石灰	八〇、〇%	有効石灰 根雨 八〇、〇%	根雨 三七三 後藤 隆壽	日野郡根雨町大字 新興寺六二 小林芳実

◇鳥取縣告示第三百七十一號

2、戸籍抄本

昭和二十六年八月二十一日までに願書に次の書類その他を添えて衛生部医務課に提出すること。但し郵送の場合は昭和二十六年八月二十一日附の消印のあるものは受付ける。

3、助産婦又は看護婦各々の學術を一年以上修めた証書または證明書

4、健康診断書

5、手札型寫眞一葉(六箇月以内に寫した正面上半身のもの)

6、手數料(助産婦については二〇〇円、看護婦については二五〇円を現金又は小替爲で納めること)

三、願書受付けを了つた者に對しては受驗票を送付する。

四、試験に関する照会は返信料を添えること。

◇鳥取縣告示第三百七十二号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十六年八月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡倉吉町新町三丁目二、二九七番地一

現住所 " " 越中町一、一一〇ノ六番地

登録年月日 昭和二十六年八月十日

登録番号 第一、五五八号

◇鳥取縣告示第三百七十三号

助産婦名簿登録事項中次のよう訂正した。

昭和二十六年八月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍地 西伯郡名和村大字加茂二八七番地

現本籍地 東伯郡八橋町大字笠見四四番地

及び住所地 を「戸田」へ並びに本籍地変更により同年八月七

日名簿訂正方願い出により同年八月十日訂正

田 中 靜 子

前住所 東伯郡中北條大字江北五四三番地

現住所 鳥取市東品治町一六九 松岡馨方

昭和二十六年七月十八日住所変更により同年同月

二十日名簿訂正方願い出により同年八月十日訂正

田 中 靜 子

大正十二年六月二十八日生

前住所 東伯郡中北條大字江北五四三番地

現住所 鳥取市東品治町一六九 松岡馨方

昭和二十六年七月十八日住所変更により同年同月

二十日名簿訂正方願い出により同年八月十日訂正

田 中 靜 子

大正七年一月十三日生

本籍地 鳥取市今町一丁目七〇番地

住所 鳥取市今町一丁目七〇番地

昭和二十六年一月二十五日死亡により同年七月十

五日名簿取消方願い出により同年八月十日取消

田 中 靜 子

大正三十四年一月十三日生

本籍地 東伯郡北谷村大字沢谷一八三番地

住所 同

昭和二十六年七月二十四日死亡により同年八月十

日名簿取消方願い出により同年八月十日取消

田 中 靜 子

遊 佐 ふ じ 代

大正五年十二月一日生

生 田 敏 子

大正五年十二月一日生

前住所 気高郡浜村町浜村五三番地

現住所 鳥取市立川町四丁目一五九番地

昭和二十六年七月十八日住所変更により同年同月

二十六日名簿訂正方願い出により同年八月十日訂

正

明治二十六年十一月二十日生

明治二十六年十一月二十日生

本籍地 島根郡大原郡大東町大字仁和寺一九一番地

住所 同

昭和二十六年八月六日島根県へ転出により同年同

月同日名簿取消方願い出により同年八月十日取消

田 中 靜 子

本籍地 島根郡大原郡大東町大字仁和寺一九一番地

住所 同

昭和二十六年八月六日島根県へ転出により同年同

月同日名簿取消方願い出により同年八月十日取消

田 中 靜 子

◇鳥取縣告示第三百七十四号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十六年八月十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 島根郡大原郡大東町大字仁和寺一九一番地

住所 同

昭和二十六年八月六日島根県へ転出により同年同

月同日名簿取消方願い出により同年八月十日取消

田 中 靜 子

◇鳥取縣告示第三百七十五号

国民健康保険を行なう次の村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八條の十二の規定に基き條例の

制定を認可した。

昭和二十六年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 一、認可年月日

八頭郡大御門村

昭和二十六年七月十三日

00380

### ◆鳥取縣告示第三百七十六號

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三條の規定による  
変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十六年七月二十四日変更登録した。

昭和二十六年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	商号又は名称	所在地	主たる営業所	申請者氏名
鳥取県知事登録第十四号	昭和二十四年十月十九日	共立建設有限公司	元鳥取市東品治町一〇番地	元生駒富雄	
四号		改八頭郡用瀬町用	瀬二五番地	改池本義雄	
"	昭和二十五年三月三十日	富士建設株式会社	米子市角盤町二丁目七三番地	元青戸誠	
"			改稻田勉		

00381

### 自作農創設特別措置法第三十一條の規定によるもの

買收計画番号第四六号 竹田地区未墾地買收土地所在

県名	郡名	村名	大字	字	地番	面積	単価	単価	金額	単価	金額	所有者住所	氏名	摘要
鳥取	伯	竹田	田代	築出	一田	山林	三一七	二四	四	七三	四	○七番地	大字竹田村	
"	"	"	"	"	一次一原野	"	"	"	"	"	"	○七番地	大字竹田村	
"	"	"	"	"	二田	タ	、	六一四	"	一三九	一	○七番地	大字竹田村	
"	"	"	"	"	二、一原野	"	一七	七〇二	"	二六	竹	田	大字竹田村	
"	"	"	"	"	成林	六六五	山林	"	六、四二四	三九	竹	田	大字竹田村	
"	"	"	"	"	"	一	、	一一〇	"	一〇	東伯	郡竹田村	大字竹田村	
"	"	"	"	"	六六九	"	五、三三二	"	"	二五九、	同郡同村大字	西村	喜平	
"	"	"	"	"	六七〇	"	、	八一二	"	一、一〇〇、	同郡同村大字	坂出	榮吉	
"	"	"	"	"	"	一	七二、	同郡倉吉町	"	〇三	字駄經寺	大	山本	潔
"	"	"	"	"	七番地	"	七	番地	"					

### ◆鳥取縣告示第三百七十七號

昭和十八年二月厚生省告示第六十六号（健康保険法及船員保険法ノ規定ニヨル療養ニ要スル費用ノ額ノ算定方法）に基く完全給食の実施を次の通り承認した。

昭和二十六年八月十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

施設名 所在地 対称 承認番号 年月日

岡山大学医学部 東伯郡 施設の全部に  
附属病院三朝分院 三朝村 ついて 六年六月 食第八号 一日

### 農地委員會告示

#### ◆鳥取縣農地委員會告示第六號

自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第三十一條及び第三十七條の規定により未墾地買收計画を次の通り定めた。

昭和二十六年八月十七日

鳥取縣農地委員會

鳥取縣農地委員會告示第六號

自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）第三十一條及び第三十七條の規定により未墾地買收計画を次の通り定めた。

昭和二十六年八月十七日

鳥取縣農地委員會



計

## 買收計畫番號第九号一ノ二 溝口外二地区未墾地買收土地

三一〇、三三

三一〇、

県	郡	村	大字	字	地	番	面	積	面	積	対	金	金	金	金	金	金	金	金
鳥取	日野	溝口	金屋	水無	四ノ	原野	原野	二、	反	步	四	六〇							
野町	谷原	原	二二	原野	原野	二	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
計								一〇、	〇〇		一〇、	〇〇							

自作農創設特別措置法第三十七條の規定によるもの	買收期日	昭和二十六年十一月一日																	
買收計畫番號第四五号ノ三 社、灘手地区未墾地買收土地所在																			
県	郡	村	大字	字	地	番	地帳現況	面	積	面	積	面	金	金	金	金	金	金	金
鳥東	東灘	北	一反	三七六	山林	山林	一二、	反	八九六、	一〇、	八三五、	一二、	四〇、	大字真野	外二十名、	一、	六三八、	一〇、	日野郡八郷村
取伯	手面	半田					二八		〇〇	〇〇	三三	三二	三二	村大字島	隆治左衛門	二二、	六〇、	六〇	大字真野
計									〇一	三、	四一、	タ	〇七	六反二分	一	二二、	一〇、	六〇	六〇

自作農創設特別措置法第三十七條の規定によるもの	買收期日	昭和二十六年十一月一日																		
買收計畫番號第四号ノ四 高城地区未墾地買收土地所在																				
県	郡	村	大字	字	地	番	地帳現況	面	積	面	積	面	金	金	金	金	金	金	金	
鳥取	日野	溝口	金屋	水無	四ノ	原野	原野	二、	反	步	四	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	
野町	谷原	原	二二	原野	原野	二	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
計									一〇、	〇四		一〇、	〇四							

00386

縣	郡	村	大字	地番	地帳現況	面	積	單	對	金	金	金	住	所	氏	名	摘	要
鳥取	東高	櫻復	四一	山林	山林	五、三三五	五七六、〇〇	三、〇八一、	四反	六〇	六〇	六〇	大字	上福	田村	岩雄	五步ノ内	
伯城	高	谷西	八二	"	"	三、五〇〇	八九六、〇〇	三、一三六、	六反	八〇	八〇	八〇	福	福田	四	分筆	八反八一	
峯	谷	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	同都	同村	大字	杉本	善六	
													余戸	余戸	井上政次郎	七〇反八	一〇反	
													高橋	高橋	信次	四反九一	九二	
													良和	良和	分筆買收	内	反九二	
													五步	五步	五步八未	内	八反九一	
													残余	殘余	墾地買收	内	八反九一	

計

一二、六二七

八、四二九、  
四四

内分筆

00387

計

八、四二五

六、四一、  
〇五

内分筆買收

## 正誤

昭和二十六年七月六日鳥取縣告示第二百九十六号中誤植があるので次のように訂正する。

頁行

誤

正

一 一 鳥取縣告示第二百九十六号 鳥取縣告示第二百九十五号  
 一五 一 伯郡光德村大字小竹七〇〇 鳥取市川端一丁目四三  
 一四 一 宮謙助 松本正直

四三、四三、四三、四三

八、八一二、八、八一二、八、八一二、八、八一二

二、二二一、二、二二一、二、二二一、二、二二一

八、八四、八、八四、八、八四

ク " " 生冠者四八 山林 二、〇〇〇 一、二八〇、  
 カ池 ○八 山林 二、〇〇〇 一、二八〇、  
 大字生山 同郡津ノ井村 井島星太郎 八反〇  
 分筆買收内

ク " " 山生松ヶ七五九 山谷 三、〇〇〇 六四〇、  
 余茶山三四原野 一、九二五 二〇二、  
 戸余茶山三四原野 一、九二五 二〇三、  
 八、四二五 二〇三、同郡同村大字 井上政次郎 二〇反八

計

六、四一、

六、四一、

内分筆買收